

## 知立市制 40 周年記念市民提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、知立市制 40 周年に際して、市民等で構成する団体が自主的に企画・運営する事業に対して、知立市制 40 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行なう助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第 2 条 実行委員会は、知立市制 40 周年に係る事業の実施について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(対象事業)

第 3 条 助成金を交付する事業は、知立市内に在住、在勤、又は在学する市民によって組織された団体（既存の団体を含む。）が広く市民を対象に実施する事業とする。

(補助対象要件)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 知立市制 40 周年記念事業としてふさわしい事業であること。
- (2) 既存事業の場合、事業の拡充等知立市制 40 周年を記念したものであることが明確に区分できること。
- (3) 広く一般市民の参加が見込めるものであること。
- (4) 知立市の魅力を内外にアピールできること。
- (5) 平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に実施されること。
- (6) 同一事業について、知立市の他の補助を受けていないこと。
- (7) 参加者への安全対策などが十分講じてあること。
- (8) 公序良俗又は法令に違反しないこと（必要に応じて官公署への届出等を行うことを含む。）。
- (9) 政治、宗教及び思想活動等の普及を目的とした事業でないこと。
- (10) 営利を目的とした事業でないこと（事業費の一部を賄うため、入場料、広告料、出展料等を徴収する場合を除く。）。
- (11) 芸事のおさらい会、音楽教室の発表会その他これらに類する事業でないこと。

(助成対象経費)

第 5 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、準備費を含め事業の実施に直接必要な経費とし、主催者側の人件費、飲食に要する経費、備品購入費その他実行委員会が不相当と認める経費は補助の対象とはしないものとする。

2 既存事業の拡充により当該事業を実施しようとする場合は、その部分に要する経費に限り補助対象経費とする。

(助成金の額)

第 6 条 補助金の額については、補助対象経費が 30 万円までは、その経費の 3 分の 2 に相当する額、30 万円を超える部分は 2 分の 1 に相当する額とし、50 万円を限度とする。ただし、1 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(認定申請)

第 7 条 実行委員会の助成金の交付を受けて事業を行おうとするものは、次の書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体概要書（様式第3号）

2 前項の応募期間は、平成22年3月1日から平成22年4月30日までとする。  
（審査及び認定）

第8条 実行委員会は、応募のあった事業について審査し、その内容が適当であると認める場合は、助成金の交付対象事業として決定し、事業認定について（様式第4号）により通知するものとする。

2 実行委員会は、認定した事業を公表するとともに、広報などに掲載し周知を図るものとする。  
（助成金の交付申請等）

第9条 前条の規定により認定された事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、当該事業を実施するまでに助成金交付申請書（様式第5号）を実行委員会に提出しなければならない。

2 実行委員会は、前項の書類の提出により助成金の交付を決定した場合は、交付決定通知書（様式第6号）により、実施団体に通知するものとする。  
（実績報告）

第10条 実施団体は、事業が終了したときは、速やかに次の書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業の実施を証する成果品、写真、印刷物（パンフレット）、領収書の写し等実行委員会が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 実行委員会は、前条の書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書（様式第9号）により、実施団体に通知するものとする。

（事業認定の取消し及び助成金の返還）

第12条 実行委員会は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第4条で定める対象事業の要件に反することが判明したとき。
- (2) 申請内容を大きく逸脱して事業が実行されようとしているとき又は実行されたとき。  
ただし、事業実施内容の変更について予め実行委員会の承認を得ているときは、この限りでない。
- (3) 実施団体から事業の取り下げがあったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

（委任）

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会に諮り、実行委員会会長が定める。